

9. 事業継続力強化資金

(1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けたもの。
資金使途	認定事業継続力強化計画に基づいて行う事業に直接必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	設備資金・運転資金 2億8,000万円
融資期間	設備資金 15年以内(うち据置1年以内) 運転資金 10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	特別利率E (7年まで 年1.60% 10年まで 年1.80% 15年まで 年2.20%)
保証料率	年0.25%
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人とし、ないことができる。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(組合事業のみ)
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行
個別必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の写し 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の内容が確認できる書類

(2) 融資の流れ

